

[一般事業主行動計画変更届]

H27. 5. 29 総務部総務課

一般財団法人 北陸予防医学協会 行動計画(変更)

ワーク・ライフ・バランスの推進企業として、すべての職員が仕事と子育てを両立し、生き生きと働き甲斐を持って勤務できるよう雇用環境を整備する。
今回、具体的な取り組み内容に厳選して、下記計画に変更する。

一般事業主行動計画の計画期間：平成24年10月1日～平成27年9月30日

変更日：平成27年5月27日

内容

I. 子育てを行う労働者などの職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 ア. 出生時における父親の育休取得促進

- 有給休暇である配偶者の分娩休暇2日間を、取得期間を入院から産後2週間以内とする。
(名称変更：配偶者出産休暇)
- 子の1歳休暇取得の推進(有給の特別休暇として付与)
- 子の看護休暇を利用する父親職員1名以上とする。

目標2 イ. 育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度実施

- 育児休業制度を1歳半までを3歳まで延長とする。

目標3 ウ. 女性の育児休業取得の推進

- 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
(女性の育児休業取得率80%以上)

目標4 エ. 子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置

- 3歳未満の子の保育所利用料の2割を上限として補助する。

目標5 オ. 子の看護のための休暇について利用しやすい制度の導入

- 中学校始期までに子の看護休暇として2日間を有給とする。

II. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 年次有休休暇の取得の促進

- 2時間有給の取得を可能とする。(年間8回)

以上